

平成 24 年度介護職員処遇改善加算による賃金改善状況について

平成 24 年度介護職員処遇改善加算について事業所から提出された実績報告書を取りまとめた結果、県内の賃金改善状況は次のとおりである。

1 介護職員処遇改善加算の概要

(1) 目的

介護職員処遇改善加算は、平成 21 年度から平成 23 年度まで実施された「介護職員処遇改善交付金」による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度の介護報酬改定により創設され、介護職員の賃金改善に充てることを目的としている。

(2) 算定方法

介護職員処遇改善加算は、事業者から各指定権者（県及び各市町）への届出に基づき、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までに提供された介護サービスの報酬に上乗せして支給する。

当該加算を算定した事業者は、賃金改善の状況等を年度毎に各指定権者に実績報告することになっている。

2 広島県の介護職員処遇改善交付金及び加算の実績等

(1) 交付金申請（加算算定）事業所等

区分	年度	対象事業所数	申請（算定）事業所数	申請（算定）率
交付金	H21	2,497	2,156	86%
	H22	2,511	2,225	89%
	H23	2,885	2,586	89%
加算	H24	2,976	2,661	89%

※平成 21 年度の交付金申請期間は 4 ヶ月である。

※平成 21 年度から平成 23 年度については、交付金のため申請事業所数・申請率を表記。

※平成 24 年度については、加算のため算定事業所数・算定率を表記。

(2) 交付金及び加算による介護職員の賃金改善の状況

ア 交付金及び加算の支給額等

区分	年度	支給額 (A)	対象人員（常勤換算） (B)	賃金改善額	
				総額 (C)	介護職員一人当たり賃金改善月額
交付金	H21	1,199,652,305 円	22,429 人	1,434,659,758 円	15,990 円
	H22	3,765,858,069 円	23,878 人	4,154,475,576 円	14,499 円
	H23	3,961,557,520 円	25,452 人	4,554,468,761 円	14,912 円
加算	H24	4,155,015,070 円	27,752 人	5,057,558,815 円	15,186 円

※平成 21 年度は 4 ヶ月の交付金支給額、賃金改善額となる。

イ 規模別の介護職員一人当たり賃金改善月額

区 分	年 度	一人当たり賃金改善月額				
		～10人未満	10人～50人未満	50人～100人未満	100人以上	全 体
交付金	H21	12,851円	14,789円	19,658円	14,763円	15,990円
	H22	13,377円	14,568円	14,402円	14,763円	14,499円
	H23	13,007円	14,727円	15,405円	15,183円	14,912円
加 算	H24	12,854円	14,864円	15,459円	15,836円	15,186円

※平成21年度は4ヶ月平均の賃金改善月額となる。

ウ 規模別の介護職員賃金改善後の平均賃金月額

区 分	年 度	賃金改善後の平均賃金月額				
		～10人未満	10人～50人未満	50人～100人未満	100人以上	全 体
交付金	H21	200,584円	225,402円	242,819円	232,969円	230,349円
	H22	219,230円	233,159円	237,540円	224,144円	231,047円
	H23	214,479円	229,450円	240,802円	223,901円	229,949円
加 算	H24	219,277円	227,212円	233,343円	228,590円	228,669円

※平成21年度は4ヶ月平均の賃金月額となる。

エ 改善賃金の支給方法

区 分	年 度	一時金（賞与）	基本給の一部として （毎月の手当）	基本給の一部として （毎月の手当） 及び一時金（賞与）
交付金	H21	66.0%	2.5%	31.5%
	H22	63.7%	2.4%	33.9%
	H23	58.9%	2.6%	38.5%
加 算	H24	30.3%	33.2%	36.5%

3 その他

平成24年度介護職員処遇改善加算の「算定率」、「介護職員一人当たりの賃金改善月額」及び「賃金改善後平均賃金」について、これまでの介護職員処遇改善交付金と比較しても、概ね、同様の数値が確保されている。このことから、交付金による賃金改善の効果が、平成24年度においても継続されており、介護職員の待遇改善が図られているが、小規模事業所については改善額が低い傾向が続いている。

〔参考〕

全国における介護サービス従事者等の所定内賃金の状況				
区 分		月給の者	日給の者	時間給の者
介護労働者平均	※1	211.9千円	8,079円	1,079円
全産業平均	※2	297.7千円	—	男性1,094円、女性1,001円

※1（公財）介護労働安定センター平成24年度介護労働実態調査
 ※2（厚労省）平成24年賃金構造基本統計調査による全国平均

平成 25 年度介護職員処遇改善実績報告書について

各事業所の平成 25 年度介護職員処遇改善実績報告書、提出についての時期や報告書の記載における留意事項等について、次のとおりです。

1 提出時期

平成 26 年 7 月 31 日（必着）※

○ 介護職員処遇改善加算の算定要件として「実績報告」を行うこととされております。

○ 実績報告の提出を行わない場合は、不正請求として全額返還となります。

※年度途中に加算の算定が終了する場合は、加算の支払いのあった月の翌々月が提出期限となります。

2 実績報告書の記載における留意事項

(1) 区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額

介護職員処遇改善加算総額に区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額が含まれている場合は、その内訳が分かるよう記載してください。

(例)

介護職員処遇改善総額	1,000,000 円 (内 50,000 円)
------------	--------------------------

(2) 介護職員常勤換算数及び介護職員に支給した賃金額

実績報告書は、賃金改善実施期間における総数を記載するようになっております。そのため、算定期間が平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の場合、当該期間中の総数となります。

(例) 常勤職員が毎月 10 名従事していた場合 $10 \times 12 = 120$

(3) 賃金改善の概要

職員の増員や研修参加費については賃金改善に含まれません。

賃金改善項目については、金額の明示をお願いします。

また、賃金改善額が一律でない場合は、必ず積算資料の提出をお願いいたします。

(例) 夜勤手当（一回あたり） 2,000 円

賞与（常勤換算あたり） 50,000 円 ※積算資料の添付が必要です。

(4) 他県への充当等を行っている場合

法人一括により、介護職員処遇改善加算を他県へ充当等されている場合は、当該充当額を反映させた介護職員処遇改善総額を記載してください。なお、他県への充当等がある場合は添付書類 2 及び添付書類 3 の提出が併せて必要となりますのでご注意ください。

(例) 広島県加算総額が 1,000,000 円で、岡山県へ 50,000 円充当する場合

介護職員処遇改善総額	950,000 円
------------	-----------

3 実績報告書の記載例について

県介護保険課のホームページで、様式ごとの記載例を掲載しておりますので、実績報告書等の作成の参考としてください。

(掲載場所)

トップページ > 組織でさがす > 介護保険課 > 介護職員処遇改善加算の届出等について